

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠説明書(甲F第1~6号証)

平成20年11月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲F1	証人調書 (証人河崎和明)	H20.7.15	水戸地方裁判所	ハッ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出等の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、平成20年7月15日に実施された証人河崎和明に対する尋問の結果 (なお、別紙対照表に、速記録中に引用された証拠・準備書面のうち、本件訴訟で提出された証拠・準備書面と異なる番号が付されたもの等について、対応する本件訴訟の証拠・準備書面の番号等を示した)	写し
甲F1の2	乙第208号証(カスリン台風の研究)	S25年	群馬県	ハッ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出等の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、被告茨城県知事らから提出された乙208号証の内容	写し
甲F1の3	乙第209号証(利根川百年史)	S62.11.24	建設省関東地方建設局	ハッ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出等の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、被告茨城県知事らから提出された乙209号証の内容	写し
甲F4	証人調書 (証人花輪伸一)	H20.9.5	前橋地方裁判所	ハッ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出等の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において、平成20年9月5日に実施された証人花輪伸一に対する尋問の結果	写し
甲F5	証人調書 (証人坂巻幸雄)	H20.9.5	前橋地方裁判所	ハッ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出等の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において、平成20年9月5日に実施された証人坂巻幸雄に対する尋問の結果 (なお、別紙対照表に、速記録中に引用された証拠・準備書面のうち、本件訴訟で提出された証拠・準備書面と異なる番号が付された	写し

				もの等について、対応する本件訴訟の証拠・準備書面の番号等を示した)	
甲 F 5 の 2 の 1	乙 第 172 号証の 1 (回 答 書)	H19.1. 18	国土交通 省関東地 方整備局	ハツ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出等の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、ダムサイト地盤の危険性に関し、被告茨城県知事らが国土交通省関東地方整備局に対し行った照会に対する回答書であり、ハツ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出等の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において提出された乙第214号証の1と同一内容の書面の内容	写し
甲 F 5 の 2 の 2	乙 第 172 号証の 2			甲 F 5 の 2 の 添付 図面	写し
甲 F 5 の 2 の 3	乙 第 172 号証の 3			甲 F 5 の 2 の 添付 資料	写し
甲 F 6	証人調書 (証人 奥 西一夫)	H20.9. 5	前橋地方 裁判所	ハツ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出等の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において、平成20年9月5日に実施された証人奥西一夫に対する尋問の結果 (なお、別紙対照表に、速記録中に引用された証拠・準備書面のうち、本件訴訟で提出された証拠・準備書面と異なる番号が付されたもの等について、対応する本件訴訟の証拠・準備書面の番号等を示した)	写し
甲 F 6 の 2 の 1	乙 第 174 号証の 1 (回 答 書)	H19.3. 28	国土交通 省関東地 方整備局	ハツ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出等の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、ダム湛水池地すべりの危険性に関し、被告茨城県知事らが国土交通省関東地方整備局に対し行った照会に対する回答書であり、ハツ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出等の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件において提出された乙第216号証の1と同一内容の書面の内容	写し
甲 F 6 の 2 の 2	乙 第 174 号証の 2			甲 F 6 の 2 の 添付 図面	写し
甲 F 6 の 2 の 3	乙 第 174 号証の 3			甲 F 6 の 2 の 添付 資料	写し

なお、甲 F 第 2 号証及び 3 号証は欠番である。

以上

対照表（甲F第1号証）

甲F第1号証の速記録で引用されている証拠及び準備書面（以下「証拠等」という）のうち、下記表の頁番号及び行数に該当する箇所で引用されている証拠等は、他事件で提出された証拠等である。前記証拠等または前記証拠等と同一内容の証拠等について、本件訴訟では下記表の「対応する本件訴訟の証拠番号等」欄に記載された証拠番号を付して提出しているから、前記証拠番号の付された証拠を参照されたい。なお、5丁21行目及び53丁12行目に「45ページ」とある記述はいずれも「53ページ」と読み替えられたい。

記

丁	行	速記録の証拠番号等	対応する本件訴訟の証拠番号等
3	24	乙第157号証の1	甲第20号証の1
4	11	乙第157号証の1	甲第20号証の1
5	20	原告第2準備書面	原告準備書面（7）
5	21	（読み替え前）45ページ	（読み替え後）53ページ
17	22	乙第157号証の1	甲第20号証の1
18	17	乙第157号証の1	甲第20号証の1
43	8	乙第157号証の1	甲第20号証の1
46	4	乙第157号証の2	甲第20号証の2
49	16	乙第208号証	甲F第1号証の2
50	8	乙第209号証	甲F第1号証の3
51	7	乙第157号証の2	甲20号証の2
53	10	原告第2準備書面	原告準備書面（7）
53	12	原告第2準備書面	原告準備書面（7）
53	12	（読み替え前）45ページ	（読み替え後）53ページ

以上

対照表（甲F第5号証）

甲F第5号証速記録で引用されている証拠及び準備書面（以下「証拠等」という）のうち、下記表の頁番号及び行数に該当する箇所で引用されている証拠等は、他事件で提出された証拠等である。前記証拠等または前記証拠等と同一内容の証拠等について、本件訴訟では下記表の「対応する本件訴訟の証拠番号等」欄に記載された証拠番号を付して提出しているから、前記証拠番号の付された証拠を参照されたい。

記

丁	行	速記録の証拠番号等	対応する本件訴訟の証拠番号等
9	24	乙第214号証の1	甲F第5号証の2の1
10	6	乙第214号証の2	甲F第5号証の2の2
16	14	乙第214号証の1	甲F第5号証の2の1
23	16	乙第214号証の2	甲F第5号証の2の2

以上

対照表（甲F第6号証）

甲F第6号証速記録で引用されている証拠及び準備書面（以下「証拠等」という）のうち、下記表の頁番号及び行数に該当する箇所で引用されている証拠等は、他事件で提出された証拠等である。前記証拠等または前記証拠等と同一内容の証拠等について、本件訴訟では下記表の「対応する本件訴訟の証拠番号等」欄に記載された証拠番号を付し、または甲F第6号証速記録添付図面として提出しているから、前記証拠番号の付された証拠等を参照されたい。

記

丁	行	速記録の証拠番号等	対応する本件訴訟の証拠番号等
1	10	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
1	11	乙第216号証の3	甲F第6号証の2の3
3	11	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
3	22	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
4	13	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
4	15	乙第216号証の2	甲F第6号証の2の2
6	1	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
6	3	原告第8準備書面	原告準備書面10
6	9	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
6	18	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
6	19	原告第8準備書面	原告準備書面10
6	25	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
7	1	原告第8準備書面	原告準備書面10
7	4	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
7	17	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
7	24	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
10	21	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
10	22	原告第8準備書面	原告準備書面10
10	24	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
11	15	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
12	19	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
13	22	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
15	9	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
15	11	乙第216号証の2	甲F第6号証の2の2
15	20	乙第216号証の1	甲F第6号証の2の1
16	7	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面

17	2	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
17	7	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
18	2	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
18	22	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面
22	26	後に提出する甲D第20号証	甲F第6号証速記録添付図面

以上